も手当」

を加える

第 成  $\equiv$ + 千 百 一年六月· 十 九 号 日

3

員手当等

3

職員手当等

扶養手当

扶養手当

刊 (1)

増

掲

再

福岡県財務規則の 部を改正する規則

再

掲

目

次

(会計管理局会計課)

福岡県財務規則の 一部を改正する規則を制定し、 ここに公布する

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、

ここに再掲する

第三条において準用する同

福岡県公告式条例

(昭和)

|十五年福岡県条例第四十六号)

福岡県知 事 麻 生

渡

福岡県規則第二十九号

平成二十二年五月三十一日

福岡県財務規則の 部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「出納事務局長」 を 「会計管理局長」 に改める

第九十五条第一項第二号口中 第九十六条第二項の表経費の欄及び第九十七条第七項中「児童手当」 「児童手当」 の下に「及びこども手当」 の下に「、 を加える。 子ど

に改め、 第百十条第四項中「及び児童手当」 第九十八条第二項第一号中 「児童手当支給調書」 の下に 「児童手当又は」 を「並びに児童手当及び子ども手当」に改める。 「若しくは子ども手当支給調書」 を 「児童手当若しくは子ども手当又は を加える。

別表四中

勉手当 期末手当及び 休日勤務手当 宿日直手当 管理職手当 夜間勤務手当 勤

退職手当

児童手当

何手当

単身赴任手当 時間外勤務手当 特殊勤務手当 を

通勤手当 住居手当 地域手当

単身赴任手当 通勤手当 住居手当 地域手当

特殊勤務手当

管理職手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿日直手当 時間外勤務手当

に改める。

何手当

退職手当

勉手当

期末手当及び

勤

児童手当 子ども手当

様式第百三十三号中第七条を次のように改める

第7 ę, 偨 以下同じ。 ずま 乙に対して、 の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができ 下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含

様式第百三十三号中第七条の次に次のように加える

第7条の2 者及び第47条の3第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。 月30日62管行第40号の2総務部長依命通達)に基づく指名停止の措置を受けてし ÌήZ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱 (昭和62年

- 対して、 者に対して解除を求めることを含む。 8), 乙が第47条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、 当該下請契約の解除 (乙が当該下請契約の当事者でない場合は、 大 V 「解除等」 という。 )を決めるこ 旧はZI 乙が当事 ことがで
- より甲が乙に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、 下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前頃の規定 S Z Z

定期発行日 每週月水金曜日

切の責任を負うものとする

様式第百三十三号中第四十七条の三を次のように改める。

第47条の3 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- 二 役員等 (乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員 (役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員 (構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき
- 四 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える 目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき
- 七 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

水曜日

八 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

平成22年6月9日

2

甲は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、乙が正当な理由がなく甲からの当該解除等の求めに従わなかったときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

第47条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合につい

附則

て準用する。

ω

規定は、平成二十二年八月一日から施行する。 この規則は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、様式第百三十三号の改正